

公立病院改革プランの概要

団 体 名	京都府						
プ ラ ン の 名 称	府立病院3箇年運営目標						
策 定 日	平成	22年	8月	20日			
対 象 期 間	平成	22年度	～	平成	24年度		
病院の現状	病 院 名	京都府立洛南病院					
	所 在 地	宇治市五ヶ庄広岡谷2番地					
	病 床 数	256床					
	診 療 科 目	精神科、神経科(補助科:内科、歯科)					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<ul style="list-style-type: none"> ・公立の精神科病院として専門的医療を提供する拠点施設 ・病棟再編を行う中で精神科救急や急性期に特化した医療を実施 					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>一般会計補助金:公営企業法に基づき「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」及び「経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費」を受け入れている。</p> <p>現状では現金収支差をもとに、一般会計から繰入を行っている。</p>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	20年度実績	21年度実績	22年度	23年度	24年度	備考
	経常収支比率	95.5%	97.8%	97.7%	97.9%	97.8%	
	経常損益	△113百万円	△51百万円	△55百万円	△50百万円	△52百万円	H26病棟再編整備等により黒字化
	病床利用率	80.0%	76.0%	76.0%	76.0%	76.0%	
上記目標数値設定の考え方		<p>算定の前提条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般会計繰入金はH21規模(7.8億円:過去最低)を繰入 ・救急患者の確保等により、現状の入院患者数(195名)を維持(経常黒字化の目標年度:平成26年度) 					

				団体名 (病院名)	京都府 (府立洛南病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		20年度実績	21年度実績	22年度	23年度	24年度	備考
入院患者数(人・1日当)		205	195	195	195	195	
外来患者数(人・1日当)		148	151	151	151	151	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	<ul style="list-style-type: none"> ○医療安全対策の充実(外部専門家招聘による安全体制の定期点検実施など:H21~) ○患者サービスの充実(アンケートの実施など:H18~) <p style="text-align: right;">など</p>				
		事業規模・形態の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○自律した経営を確立するため、地方独立行政法人化への移行などについて、他府県の先進事例等も踏まえて、導入の可能性について検討 ○病棟再編を行う中で、精神科救急及び急性期医療に特化した医療を実施できるように検討 ○提供医療の見直し・診療体制の充実(思春期外来の開設など:H19~) <p style="text-align: right;">など</p>				
		経費削減・抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな契約方法の導入によるコスト削減(長期継続契約への移行) ○ジェネリック薬品について、採用拡大 ○医事事務等の外部委託を実施 <p style="text-align: right;">など</p>				
		収入増加・確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ○精神科救急入院料の導入(H18~) ○10:1看護補助加算の導入(H21~) ○急性期治療病棟化による診療単価の増(H22~) ○未収金対策 <p style="text-align: right;">など</p>				
		その他					
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	19年度	79.6%	20年度	80.0%	21年度	76.0%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等						

団体名 (病院名)	京都府 (京都府立洛南病院)
--------------	-------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	○山城北医療圏内の公立・公的病院は、京都府立洛南病院(256床)、京都医療少年院病院(110床)、独立行政法人国立病院機構南京都病院(370床)、京都府立心身障害者福祉センター附属リハビリテーション病院(25床)の4施設 ○なお、精神病床の基準病床数は府全域で定めることとされています。		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	精神科救急医療システムは、休日夜間の受診相談窓口を設けるとともに、必要に応じて入院治療を含めた医療サービスを提供する基幹病院(京都府南部は洛南病院)が、協力病院(府内10箇所)による補完のもと構成している。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成14年7月	<内容> ○京都府南部地域における精神科救急医療システムの基幹病院として役割を果たしている。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) 討中の場合は複数可	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	「府立病院3箇年運営目標」に基づく取組みの実施状況は、年度毎に病院長のもと自主的な点検・評価を行うとともに、目標設定期間の終了時点で自主点検結果等や目標推進の全般について、有識者等の参画による評価、助言を得るなど目標全体の総合的な点検・評価を行います。		
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年8月頃		
	その他特記事項			

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(見込)	23年度(見込)	24年度(見込)
収 入	1. 医 業 収 益 a	1,554	1,563	1,509	1,564	1,568	1,565
	(1) 料 金 収 入	1,546	1,558	1,504	1,559	1,563	1,560
	(2) そ の 他	8	5	5	5	5	5
	うち他会計負担金	0	0	0	0	0	0
	2. 医 業 外 収 益	857	852	789	789	789	789
	(1) 他会計負担金・補助金	849	843	780	780	780	780
	(2) 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	8	9	9	9	9	9
	経 常 収 益 (A)	2,411	2,415	2,298	2,353	2,357	2,354
	支 出	1. 医 業 費 用 b	2,445	2,456	2,291	2,363	2,362
(1) 職 員 給 与 費 c		1,950	1,950	1,800	1,871	1,871	1,871
(2) 材 料 費		178	179	181	186	185	183
(3) 経 費		218	220	225	225	225	230
(4) 減 価 償 却 費		93	100	78	74	74	70
(5) そ の 他		6	7	7	7	7	7
2. 医 業 外 費 用		113	72	58	45	45	45
(1) 支 払 利 息		91	50	35	22	22	22
(2) そ の 他		22	22	23	23	23	23
経 常 費 用 (B)		2,558	2,528	2,349	2,408	2,407	2,406
経 常 損 益 (A)-(B) (C)		-147	-113	-51	-55	-50	-52
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	2	1	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	3	1	0	0	0	0
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	-1	0	0	0	0	0
純 損 益 (C)+(F)		-148	-113	-51	-55	-50	-52
累 積 欠 損 金 (G)		2,869	2,982	3,033	3,089	3,139	3,191
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	350	322	310	333	333	333
	流 動 負 債 (イ)	77	70	84	84	83	82
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)						
差引 不 良 債 務 (オ)	-273	-252	-226	-249	-250	-251	
{(イ)-(エ)}-{(ア)-(ウ)}							
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)		29	21	26	-23	-1	-1
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		94.3	95.5	97.8	97.7	97.9	97.8
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		-17.6	-16.1	-15.0	-15.9	-15.9	-16.0
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		63.6	63.6	65.9	66.2	66.4	66.3
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		125.5	124.8	119.3	119.6	119.3	119.6
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)							
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$		0	0	0	0	0	0
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率							
病 床 利 用 率		79.6	80.0	76.0	76.0	76.0	76.0

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=(「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=(「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	京都府(京都府立洛南病院)
--------------	---------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(見込)	23年度(見込)	24年度(見込)
収 入	1. 企業債	559	224	352	80	40	40
	2. 他会計出資金	179	175	214	198	257	216
	3. 他会計負担金						
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金						
	7. その他						
	収入計 (a)	738	399	566	278	297	256
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a)-(b)+(c) (A)	738	399	566	278	297	256	
支 出	1. 建設改良費	56	17	41	9	40	40
	2. 企業債償還金	682	382	525	269	257	216
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他						
	支出計 (B)	738	399	566	278	297	256
差引不足額 (B)-(A) (C)		0	0	0	0	0	0
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	0	0	0	0	0	0
	2. 利益剰余金処分額						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
計 (D)	0	0	0	0	0	0	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)		0	0	0	0	0	0
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E)-(F)							

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(見込)	23年度(見込)	24年度(見込)
収益的収支	() 849	() 843	() 780	() 780	() 780	() 780
資本的収支	() 179	() 175	() 214	() 198	() 257	() 216
合計	() 1,028	() 1,018	() 994	() 978	() 1,037	() 996

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」(副大臣通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。